

令和6年度

第21回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年3月10日（月曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明書願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について（第19回保留分）
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について
議案第8号	非農地通知について
議案第9号	現地調査・事情聴取対象条件の変更について

出席委員（19名）

1 番 井口 健

2 番 中村 弘

3 番 吉中 雅三

4 番 曾根 光彦

5 番 小方 保寛

6 番 井上 直樹

7 番 谷河 績

8 番 藪 利昭

9 番 小栗 誠二

10 番 森 博克

11 番 笠野 喜久雄

12 番 山本 茂樹

13 番 丸山 勝

14 番 高倉 理行

15 番 堀 良子

16 番 湯川 徳弘

17 番 貴志 年伸

18 番 藤井 友彦

19 番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦

課 長 中村 佳照

副 課 長 藤田 誠一

班 長 中居 一樹

企 画 員 西森 和子

事務副主査 田伏 諒

事務主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆奥谷局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくをお願いします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第21回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る2月28日、井口委員、高倉委員、湯川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくをお願いします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、小栗委員、森委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、14件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、14件すべてにおいて、市内に在住の方が相続されています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。

なお、No. 1については、19ページの議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてのNo. 5と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏副主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が3件ありました。

内訳は、農業用倉庫が2件、農業用倉庫及び農業用通路が1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏副主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で5件ありました。

2月10日付、2月19日付、3月4日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏副主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で5件ありました。

2月10日付、2月19日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は、和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借り手から証明願が8件ありました。

対象農地の面積は、田が11, 075㎡、畑が1, 166㎡、合計面積が12, 241㎡です。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、No. 1からNo. 8のすべてにおいてP45、P46の議案第7号農用地利用集積計画No. 174からNo. 181で利用権の設定を上程しております。

以上です。

◆会長（谷河 續） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が2件あったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。

以上です。

◆会長（谷河 續） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で16件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2

項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 1、No. 2は市街化区域、No. 5は新規耕作で軽箱バン、草刈り機、噴霧器を所有しイチゴを作付け予定で報告事項 農地賃貸借契約の解約No. 1と関連、No. 8は法人による新規耕作でトラクターや田植え機等一式を所有し水稻、蔬菜、果樹を作付け予定、No. 9は新規耕作で耕運機を所有し蔬菜、果樹を作付け予定、No. 11は法人による新規耕作で耕運機を所有し蔬菜を作付け予定、No. 12は新規耕作で噴霧器を所有しぶどうを作付け予定です。

譲受人である法人については、いずれも農地所有適格法人の要件を満たしております。

また、No. 5、8については現地調査並びに事情聴取を行っていますので担当の委員さんから報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 續） No. 5について、現地調査並びに事情聴取を行っていますので湯川委員さん報告願います。

◆16番 （湯川 徳弘） 農地法第3条の規定に係る許可申請について、去る2月28日井口委員、高倉委員、事務局と一緒に現地調査及びヒアリングを実施しましたので、その内容を報告します。

3条申請譲受人は・・・譲渡人は・・・です。

現状は田で草刈中でありました。

・・・は友人からいちご栽培を勧められたことでいちご栽培に意欲を燃やしたそうです。

ハウスの設置から苗の手配、栽培のノウ

ハウをその友人が全ての手解きをうけ成功させるように共に頑張ってくとのことです。

・・・はサラリーマンから新規就農に入るという事で政府から援助金、自らの新規就農への経済的交付金もあと3年間頂けるという環境の中でしっかりと腰をすえて農業に取り組みたいと言っていました。

彼の夢と意志もかたく応援したいと思います。

私はいちごを50年作ってきましたが、収益が上がらず相当苦労しましたが夢に向かって突き進む姿は最も肝要です。

高設栽培は特に難しく何年もキャリアがいる訳ですが、何事もしっかり考え一所懸命やれば道はひらけると思いますので本件に対する問題はないと思います。

以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

No. 8について、高倉委員さん報告願います。

◆14番（高倉 理行） 議案3号No. 8について説明いたします。

去る2月28日井口委員、湯川委員、事務局と一緒に現地調査及び譲受人より事情聴取を実施いたしました。

申請者の譲渡人は・・・に在住の兼業農家で・・・を行っており、かんきつ「甘夏みかん」、水稻、野菜を耕作しており、甘夏みかんについては産直市場等「よってって、エバグリーン、JAてまりっこ」に出荷しているとの事です。

譲受人は・・・として法人化する為に必要とのことで今回申請することとなりました。

農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、籾摺り 機等必要な農機具は一式そろっているとの事です。

又、譲受人は、対象農地15分程度の近くに住んでおり、今後、父親が高齢の為、妻、息子と3人で農作業に従事するとの事で、農地の耕作や管理は問題なく行えると思われま。

よって以上の点から問題のないものと思われまますが、各委員の慎重な審査をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（第19回保留分）、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、1月の第19回農業委員会総会にて農地への進入路や大型農機具導入について十分な説明がなく、耕作等に支障がないことに疑義が生じていたため保留となっておりましたが、その後進入路の確保やトラクター導入計画が示されたため再度審議をお願いするものです。

なお、これらの事により、おおむね許可要件の全てを満たしていると思われま。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏副主査 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営んでいる個人で、・・・設置のため、当該申請地を・・・用地として転用申請するものです。

この案件は一般基準を満たしていると思われる。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏副主査 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人です。

再生可能エネルギー利用の促進を目的に、電力の安定供給のための蓄電池設置場所の適地として、当該申請地を蓄電池置場へ転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。

申請人は、現在の住居が手狭になってきたことや今後農業を継承したいという目的から、耕作地に近く利便性の良い、当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定で、令和6年10月1日付で農用地区域を除外しております。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No. 1については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長(谷河 績) No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので井口委員さん報告願います。

◆1番 (井口 健) 議案第6号 No. 1について報告します。

本件は、農地法第5条の許可申請で2月28日、私と湯川委員、高倉委員それに事務局と共に現地調査をし、申請者の・・・から事情聴取を行いました。

申請地については議案書及び説明資料のとおりであり、・・・に沿った二車線道路に水路を挟んで接続している第2種農地です。地目は「田」、現況は雑草が生い茂ったまま枯れている遊休農地です。

隣接地は畑と住宅1棟になっています。

申請者については・・・との事です。

転用理由については4つあり、1つ、農地の譲渡人は、営農継続が困難である。

2つ、この事業は国が推奨している。

3つ、譲受人としては電力会社と連携するための当該土地は工事費用等が比較的安い。

4つ、蓄電池納入や維持管理、資材運搬のためのトラック等の進入が容易である。

以上のことから、

当該設備は安全性も高く、騒音や土壤汚染等による環境への負担は全くなく、前面道路も広く近隣住人の方々に大きな環境の変化を与えない、として今回の転用申請となったものです。

転用目的・方法については、計画では、厚さ150mmに碎石を敷均し、蓄電池システム4台（1、600戸対応）及び部材の置き場とするものです。

各蓄電池システムはコンクリート基礎の上に設置するとともに敷地をフェンスで囲むなど安全に配慮し被害を及ぼさないようにする、との事です。

なお排水については雨水枥を東西に2か所設置して用水路に放流します。

隣接農家の同意もあり、農地への被害がないよう対処するとの説明を受けています。

現地調査結果、本件については、付近の農地への影響や用水路等への被害はないと考えられます。

報告は以上です。

この件に関し特に問題はないと考えますが、各委員の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

No. 17からNo. 26、No. 185からNo. 190、No. 219からNo. 222を先議とさせていただきます。

森委員一時退席をお願いします。

・・・森委員退席・・・

◆西森企画員 番外 先議のため議案第7号 No. 17から26、No. 185から190、No. 219から222について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。

再設定の契約で、賃借権が1件、使用貸借権が19件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

面積は田が37,953㎡、畑が561㎡、合計面積が38,514㎡です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号先議分について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号先議分は可決と決定しました。

・・・森委員着席・・・

続いて、先議分以外について

◆西森企画員 番外 議案第7号 先議分

以外について説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、再設定契約が175件、新規の契約が43件で合計218件ございました。

賃借権が23件、使用貸借権が195件の設定です。

貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1から16、No. 27から143については、農業委員会による利用権の再設定、No. 144から184については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 191から218、No. 223から236については、農地中間管理事業での再設定、No. 237、238については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、先議分を含め全体で、田が447,664.46㎡、畑が11,482㎡、合計面積が459,146.46㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が54件あり、面積は田が101,326.16㎡、畑が2,672㎡、合計面積が103,998.16㎡です。

なお、No. 150から152は松尾推進委員、No. 159、174は辻推進委員、No. 166は井口農業委員、No. 173は藤原推進委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号先議分以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ござい

ませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号先議分以外についても可決と決定しました。

議案第8号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

雑賀崎地区で（130件、260筆）を南方推進委員とともに、山口地区上黒谷で（13件、19筆）を丸山農業委員及び藤原推進委員とともに、東山東地区明王寺で（30件、76筆）を且来推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書9件の提出がありました。

面積は田が418㎡、畑が23,568㎡、合計23,986㎡です。

議案書番号1～9について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第8号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

議案第9号 現地調査・事情聴取対象条件の変更について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

現地調査・事情聴取対象条件の変更についてご説明します。

議案書の表は、表中の左が変更前、右が変更後となります。

変更点は、二重線を引いています、及び利用権設定の申出を削除します。

変更理由は、令和7年3月末に地域計画が策定されることに伴い、令和7年4月から農用地利用集積計画いわゆる利用権設定が廃止されるため、利用権設定に関する事項を削除するものです。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第9号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第9号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆会長(谷河 績) その他なにかございませんか。

(なし、との声)

それでは、ご質問がないようでございますので第21回総会を閉会いたします。

13時40分 閉会